JAPAN RESISTOR MFG.CO.,LTD

株式会社　日本抵抗器製作所

第74回
定時株主総会
招集ご通知

開催日時

令和４年３月30日（水曜日）午後３時

開催場所

富山県南砺市北野2315番地

当社本店　３階　講堂

「新型コロナウイルス感染症の対策に関するお知らせ」

新型コロナウイルスの感染予防および拡散防止のため、株主総会の開催方針を以下のとおりとさせていただきます。何卒ご理解、ご協力のほどお願い申しあげます。

- 議決権行使については、可能な限り「書面（郵送）」または「インターネット」による**事前行使**をご検討ください。
- 株主総会へのご出席を検討されている株主様におかれましては、当日までの**健康状態にご留意いただき、くれぐれもご無理なさらないようお願い致します。**
- 株主総会の運営スタッフ・役員は、マスクを着用して対応させていただきます。
- ご来場の株主様におかれましては、**アルコール消毒液の噴霧とマスクの着用のご協力をお願い致します。**
- **発熱（37.5度以上）があると認められる方におかれましては、ご入場の制限をさせていただきます。**また、体調不良が見受けられる株主様には、運営スタッフがお声掛けをさせていただく事がございますので、あらかじめご了承ください。

目　次

第74回定時株主総会招集ご通知
株主総会参考書類
　第１号議案　剰余金処分の件
　第２号議案　定款一部変更の件
事業報告
連結計算書類
監査報告
計算書類
監査報告

証券コード　6977

証券コード　6977
令和４年３月11日

株　主　各　位

富山県南砺市北野２３１５番地
株式会社　日本抵抗器製作所
代表取締役社長　木　村　　準

第74回定時株主総会招集ご通知

拝啓　日頃より格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。
　さて、当社第74回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。
**　本年は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、株主総会当日のご来場をお控えいただき、書面またはインターネットによる事前の議決権行使にご協力くださいますようお願い申しあげます。書面またはインターネットにより議決権を行使する場合は、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、令和４年３月29日午後５時までに議決権を行使くださいますようお願い申しあげます。**

敬　具

記

１．日　　時　令和４年３月30日（水曜日）午後３時

２．場　　所　富山県南砺市北野2315番地
当社本店３階講堂

３．会議の目的事項

報 告 事 項
１．第74期（令和３年１月１日から令和３年12月31日まで）
事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
２．第74期（令和３年１月１日から令和３年12月31日まで）
計算書類報告の件

決 議 事 項
第１号議案　剰余金処分の件
第２号議案　定款一部変更の件

以　上

◎株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（https://www.jrm.co.jp/）に掲載させていただきます。
◎当日ご出席の際は、同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出願います。



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の大切な権利です。
後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使してくださいますようお願い申しあげます。
議決権を行使する方法は、以下の３つの方法がございます。



株主総会にご出席される場合

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日　時

令和４年３月30日（水曜日）
午後３時（受付開始：午後２時）



書面（郵送）で議決権を行使される場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

令和４年３月29日（火曜日）
午後５時到着分まで



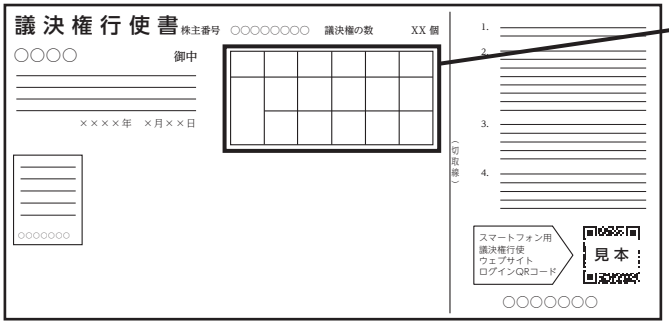
インターネットで議決権を行使される場合

次ページの案内にしたがって、議案に対する賛否をご入力ください。

行使期限

令和４年３月29日（火曜日）
午後５時入力完了分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内



こちらに議案の賛否をご記入ください。

第１号および第２号議案

- 賛成の場合 ≫ 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 ≫ 「否」の欄に○印

※議決権行使書用紙はイメージです。

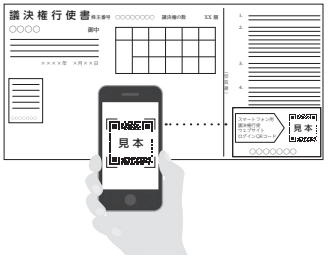
書面（郵送）およびインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行なわれたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネットによる議決権行使のご案内

ログインQRコードを読み取る方法「スマート行使」

議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は**1回のみ。**

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト　**https://soukai.mizuho-tb.co.jp/**

1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

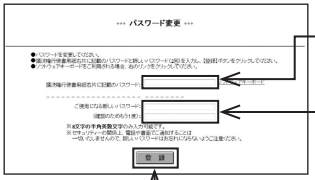
2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「次へ」をクリック

3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使で
パソコンやスマートフォンの操作方法などが
ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

みずほ信託銀行　証券代行部　インターネットヘルプダイヤル
0120-768-524
（受付時間　9：00～21：00）

株主総会参考書類

第１号議案　剰余金処分の件

当社は、剰余金の配当につきましては、収益に応じた配当を基本方針としながら、一方で、安定した配当を継続するとともに、会社の競争力を維持強化すべく将来の事業展開に備えた内部留保の充実を勘案して配当することとしており、当期末の配当につきましては、次のとおりといたしたいと存じます。

⑴　配当財産の種類
　　金銭

⑵　配当財産の割当てに関する事項及びその総額
　　当社普通株式１株につき30円　　総額 37,121,910円

⑶　剰余金の配当が効力を生じる日
　　令和４年３月31日

第２号議案　定款一部変更の件

１．提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第１条ただし書きに規定する改正規定が令和４年９月１日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度が導入されることとなりますので、次のとおり定款を変更するものであります。

(1) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられることから、変更案第14条（電子提供措置等）第１項を新設するものであります。

(2) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、変更案第14条（電子提供措置等）第２項を新設するものであります。

(3) 株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、現行定款第14条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の規定は不要となるため、これを削除するものであります。

(4) 上記の新設及び削除される規定の効力に関する附則を設けるものであります。なお、本附則は期日経過後に削除するものといたします。

２．変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

現　行　定　款	変　更　案
（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供） 第14条　当会社は株主総会の招集に関し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。	（削　除）

現　行　定　款	変　更　案
	（電子提供措置等）
（新　設）	第14条　当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。
	2　当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。
（新　設）	（附則）
	（株主総会資料の電子提供に関する経過措置）
（新　設）	第１条　定款第14条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除及び定款第14条（電子提供措置等）の新設は、令和４年９月１日から効力を生ずるものとする。
	2　前項の規定にかかわらず、令和４年９月１日から６か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第14条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）は、なお効力を有する。
	3　本条の規定は、令和４年９月１日から６か月を経過した日又は前項の株主総会の日から３か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

以　上

（添付書類）

事　業　報　告

（令和３年１月１日から令和３年12月31日まで）

１．企業集団の現況

⑴　当事業年度の事業の状況

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、緊急事態宣言の発令が繰り返されるなど、終息時期が見えない状況が続いております。国内においては、個人消費や設備投資に回復傾向が見られますが、部品原材料の値上げ、輸送コストの増加、円安による輸入価格の上昇影響が出ております。

このような経済情勢のもと、当社グループの電子部品については、コロナ禍でのテレワークの普及やパソコン需要の増加に伴い、半導体装置用電子機器や産業機器用電流センサーをはじめ、多くの品種で売上が増加しました。しかし、世界的な半導体不足の影響により、一部の電子部品において入手が困難な状況が続いているため、部品の調達リードタイムが長期化し、当期末の受注残は前期比121.7%増加しております。また、米国における急速な景気回復により、海上輸送においてコンテナ不足が発生した影響で、海上輸送コストが上昇し、さらに航空貨物運賃の上昇もあり、物流コストが上昇しました。

このような状況の下、当社グループにおいては、脱炭素社会に向けた取り組みとして、欧州・中国市場での自動車関連向けの電子部品、産業機器市場向けの電子部品の受注拡大に努めるとともに、高い品質、高い信頼性を必要とされる市場への販路拡大を進めております。それと同時に、工程の自動化・省力化によるコスト削減、新製品の開発に努め、収益力の強化に取り組んでまいりました。

その結果、当連結会計年度の業績は次のとおりとなりました。

売　　上　　高	61億8千5百万円	（対前期増減率　＋11.6%）
営　業　利　益	1億1千1百万円	（対前期増減率　＋165.3%）
経　常　利　益	1億　4百万円	（対前期増減率　＋113.7%）
親会社株主に帰属する当期純利益	4千9百万円	（対前期増減率　＋31.0%）

当社グループにおける製品群別の生産・受注・販売の実績は次のとおりであります。

(生産)

製品群の名称	前連結会計年度 (自　令和２年１月１日 至　令和２年12月31日)	当連結会計年度 (自　令和３年１月１日 至　令和３年12月31日)	前期比（%）
抵抗器（千円）	1,149,560	1,457,288	126.8
ポテンショメーター（千円）	446,121	505,164	113.2
ハイブリッドＩＣ（千円）	1,216,493	1,467,872	120.7
電子機器（千円）	2,118,979	2,070,246	97.7
合計（千円）	4,931,153	5,500,570	111.5

（注）金額は販売価格により表示しており、消費税等は含んでおりません。

(受注高)

製品群の名称	前連結会計年度 (自　令和２年１月１日 至　令和２年12月31日)	当連結会計年度 (自　令和３年１月１日 至　令和３年12月31日)	前期比（%）
抵抗器（千円）	1,391,564	2,150,058	154.5
ポテンショメーター（千円）	505,717	644,110	127.4
ハイブリッドＩＣ（千円）	1,412,005	2,276,549	161.2
電子機器（千円）	2,259,813	2,897,541	128.2
合計（千円）	5,569,099	7,968,258	143.1

（注）金額は販売価格により表示しており、消費税等は含んでおりません。

(受注残高)

製品群の名称	前連結会計年度 (自　令和２年１月１日 至　令和２年12月31日)	当連結会計年度 (自　令和３年１月１日 至　令和３年12月31日)	前期比（%）
抵抗器（千円）	67,589	493,240	729.8
ポテンショメーター（千円）	58,449	107,460	183.9
ハイブリッドＩＣ（千円）	759,532	1,458,786	192.1
電子機器（千円）	579,831	1,188,747	205.0
合計（千円）	1,465,401	3,248,233	221.7

（注）金額は販売価格により表示しており、消費税等は含んでおりません。

（販売実績）

製品群の名称	前連結会計年度 （自　令和２年１月１日 至　令和２年12月31日）	当連結会計年度 （自　令和３年１月１日 至　令和３年12月31日）	前期比（%）
抵抗器（千円）	1,383,410	1,724,407	124.6
ポテンショメーター（千円）	523,186	595,099	113.7
ハイブリッドＩＣ（千円）	1,306,825	1,577,295	120.7
電子機器（千円）	2,329,939	2,288,625	98.2
合計（千円）	5,543,360	6,185,426	111.6

（注）金額は販売価格により表示しており、消費税等は含んでおりません。

また、顧客の地域別売上高は次のとおりであります。

	前連結会計年度 （自　令和２年１月１日 至　令和２年12月31日）		当連結会計年度 （自　令和３年１月１日 至　令和３年12月31日）		増減	
	売上高(千円)	構成比（%）	売上高(千円)	構成比（%）	金額(千円)	増減率（%）
日本	4,405,026	79.5	4,733,358	76.5	328,333	7.5
欧州	525,806	9.5	751,801	12.2	225,995	43.0
アジア	596,590	10.8	680,230	11.0	83,640	14.0
南北アメリカ	11,859	0.2	16,877	0.3	5,018	42.3
その他	4,079	0.0	3,160	0.0	△919	△22.5
計	5,543,360	100.0	6,185,426	100.0	642,066	11.6

（注）売上高は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資額は9千5百万円であり、主な内容は生産設備の更新であります。
なお、重要な設備の除却又は売却はありません。

(3) 資金調達の状況

特記すべき事項はありません。

⑷ 対処すべき課題

国内経済は回復の動きが見られますが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響が予想されることから、今後も先行き不透明な状況が続くと予想しております。また、世界的な半導体不足による原材料の入手が困難な状況は翌期も続くと見込んでおり、さらに、物価上昇によるコスト上昇も懸念しております。

当社グループでは、今後もさらに業績を上げるべく、改善、改革を進め、一層のコスト削減に取り組むと共にグループ各社の総力を結集して、技術開発力、営業力、収益力の強化に努めてまいる所存でございます。

（生産部門）

エレクトロニクス業界は、価格競争が厳しく、コスト競争力をつけることが最重要課題であり、国内外の生産拠点ではコスト低減の取り組みはもちろん、生産工程における自動化、省人化を図り作業者スキル向上と多能工化を進め、品質管理の充実をめざしていく事が重要な経営課題になっております。

（研究開発部門）

顧客ユーザーが求める要求仕様の実現と商品付加価値向上を商品開発の基本方針として取り組んでおります。商品開発の企画段階から顧客ニーズの掘り起こしを行うことで自動車、産業機器、建設機械、電機、通信など幅広い分野に製品を提供しております。新しい分野への挑戦を続け、時代の変化をフレキシブルにつかみ、新たなテクノロジーを生み出し、技術革新を進めてまいります。

（海外事業展開）

販売拠点として中国の上海ＪＲＭ有限公司（現地法人）を中国市場、欧州、アジア地域への展開を進める主要な拠点とし、タイのＪＲＭ(Ｔｈａｉｌａｎｄ)Ｃｏ.,Ｌｔｄ.（現地法人）をＡＳＥＡＮ地域での自動車及び産業用電子機器の販売拡大拠点として展開しております。ただ、新型コロナウイルス感染症の影響により、工場封鎖に伴うサプライチェーンの寸断リスク、米中関係の悪化による中国市場への半導体、電子部品供給不足リスクがあります。当社グループは各国に広がるローカルパートナーのネットワークを駆使し、オンタイムデリバリーとクオリティコントロールを実現し、安定した製品の提供を進めてまいります。

何卒、より一層のご理解とご支援を賜ります様、お願い申し上げます。

⑸ 財産及び損益の状況

区　　分	第71期 (平成30年12月期)	第72期 (令和元年12月期)	第73期 (令和２年12月期)	第74期 (当連結会計年度) (令和３年12月期)
売上高 (千円)	6,752,767	6,179,289	5,543,360	6,185,426
経常利益 (千円)	342,044	159,333	49,028	104,762
親会社株主に帰属する当期純利益 (千円)	200,194	83,438	38,076	49,865
１株当たり当期純利益 (円)	161.75	67.42	30.77	40.30
総資産 (千円)	6,826,562	6,673,672	6,273,389	6,838,920
純資産 (千円)	1,725,409	1,757,954	1,738,071	1,871,132
１株当たり純資産額 (円)	1,068.59	1,092.00	1,103.72	1,226.55

(注) １．１株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、１株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。
２．「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号　平成30年２月16日)等を第72期（令和元年12月期）の期首から適用しており、第71期（平成30年12月期）の総資産の金額については、当該会計基準等を遡って適用した後の金額となっております。

⑹ 重要な親会社及び子会社の状況ならびに企業結合等の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社

社　　名	資　本　金	出資比率	主な事業内容
	百万円	%	
日本抵抗器販売株式会社	50	60.0 (60.0)	電子機器、電子部品の販売

(注) 出資比率割合の（　）は間接所有割合の内数となっております。

⑺ 主要な事業内容（令和３年12月31日現在）

下記製品の製造及び販売

○	抵抗器	自動車、農業機器、住設機器、昇降機、電源機器、医療機器、家電　等
○	ポテンショメーター	自動車、建設機械、農業機器　等
○	ハイブリッドＩＣ	自動車、空調機器、電源機器、医療機器、家電　等
○	電子機器	自動車、空調機器、住設機器、農業機器　等

⑻ 主要な事業所及び工場（令和３年12月31日現在）

① 当社

本　　社：　富山県南砺市北野2315番地

富山工場：　富山県南砺市北野2315番地

② 主要な子会社の事業所

国内：　日本抵抗器販売株式会社
東京都品川区南大井３丁目６番20号

海外：　解亜園(上海)電子製造有限公司
中国上海松江出口加工区茸翔路８号標準廠房第３、４棟

⑼ 使用人の状況（令和３年12月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況　365（141）名（前期比 +42（+８）名）

（注）使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は（　）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
49（0）名	－（－）名	44.9歳	16.9年

（注）使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は（　）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

⑽ 主要な借入先の状況（令和３年12月31日現在）

借入先	借入金残高
株式会社富山銀行	351,782千円
株式会社北陸銀行	299,600
株式会社富山第一銀行	285,102
株式会社みずほ銀行	272,758
株式会社三菱ＵＦＪ銀行	250,020
株式会社商工組合中央金庫	236,860

2．会社の現況

⑴ 株式の状況（令和３年12月31日現在）

① 発行可能株式総数　2,000,000株
② 発行済株式の総数　1,240,000株
③ 株主数　1,562名
④ 大株主の状況（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
木村　準	176,500株	14.26%
今井　芳範	45,163株	3.65%
日本抵抗器関連会社従業員持株会	42,962株	3.47%
嶋村　吉洋	38,100株	3.08%
株式会社富山銀行	37,900株	3.06%
株式会社富山第一銀行	37,900株	3.06%
永山　敬健	37,000株	2.99%
株式会社北陸銀行	35,000株	2.83%
日抵従業員持株会	31,560株	2.55%
日本抵抗器取引先持株会	25,375株	2.05%

（注）持株比率は自己株式（2,603株）を控除して計算しております。

⑵ 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

⑶ 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況（令和３年12月31日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	木村　準	
取締役	今井　治	株式会社今井機業場相談役
取締役	今井芳範	シーエスフィールド株式会社代表取締役
取締役	愛山良信	
取締役	石尾　博	
取締役	森　悦夫	
常勤監査役	堀井　進	
監査役	堀越直子	
監査役	白田幸春	
監査役	石崎　武	

（注）１．取締役のうち今井　治氏、今井芳範氏は社外取締役であります。
２．監査役のうち堀越直子氏、白田幸春氏、石崎　武氏は社外監査役であります。
３．当社は、今井　治氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

② 取締役及び監査役の報酬等

イ．役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、令和３年２月18日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は次の通りです。

ａ．基本方針

当社の取締役の報酬は基本報酬のみとしており、役位と経営環境等を総合的に勘案して決定することを基本方針としております。

b．基本報酬に関する方針

当社の取締役の基本報酬は、金銭による月額固定報酬としております。決定方法としましては、代表取締役が社外取締役、社外監査役の意見を聴取した上で、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で取締役会に原案を提示し、取締役会の決議で決定しております。

ロ．当事業年度に係る報酬等の総額等

区　　分	報酬等の総額（千円）	報酬等の種類別の総額（千円）			対象となる役員の員数（名）
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取　締　役 （うち社外取締役）	26,400 （1,200）	26,400 （1,200）	－ （－）	－ （－）	5 （2）
監　査　役 （うち社外監査役）	3,600 （2,400）	3,600 （2,400）	－ （－）	－ （－）	4 （3）
合　　計 （うち社外役員）	30,000 （3,600）	30,000 （3,600）	－ （－）	－ （－）	9 （5）

（注）１．取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

２．当期末の取締役の員数は６名、監査役の員数は４名であります。上記の取締役の員数と相違しておりますのは、無支給の取締役１名を含んでいるためであります。

ハ．取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の報酬等の額については、昭和57年３月20日開催の第34回定時株主総会において、取締役の報酬限度額は年額60,000千円以内（但し、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）とすることを決議しております。なお、当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は12名であります。

監査役の報酬等の額については、昭和57年３月20日開催の第34回定時株主総会において、監査役の報酬限度額は年額18,000千円以内とすることを決議しております。なお、当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は２名であります。

③　社外役員に関する事項

イ．他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

・社外取締役今井治氏は、株式会社今井機業場の相談役であります。株式会社今井機業場と当社の間には特別な関係はありません。

・社外取締役今井芳範氏は、シーエスフィールド株式会社の代表取締役であります。シーエスフィールド株式会社と当社の間には特別な関係はありません。

ロ．当事業年度における主な活動状況

	出席状況、発言状況及び 社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役　今井　治	当期開催の取締役会15回のうち15回出席いたしました。 経営者としての経験及び知見により独立した立場から取締役会の相互監督機能を強化し、公正かつ的確な助言を行っており、主に他業種の動向等についての発言を行うなど適切に役割を果たしております。
社外取締役　今井芳範	当期開催の取締役会15回のうち15回出席いたしました。 経営者としての経験及び知見により独立した立場から取締役会の相互監督機能を強化し、公正かつ的確な助言を行っており、主に国内の市場動向等についての発言を行うなど適切に役割を果たしております。
社外監査役　堀越直子	当期開催の取締役会15回のうち14回出席し、また当期開催の監査役会12回のうち12回出席いたしました。 財務および会計に関する相当程度の知見を有し、海外経験も有り、幅広い知識を有しており、主に海外の情報についての発言を行っております。
社外監査役　白田幸春	当期開催の取締役会15回のうち15回出席し、また当期開催の監査役会12回のうち12回出席いたしました。 中国、ＡＳＥＡＮマーケットにおける電機メーカーの市場動向に詳しく豊富な経験を有しており、主に国内の情報についての発言を行っております。
社外監査役　石崎　武	当期開催の取締役会15回のうち15回出席し、また当期開催の監査役会12回のうち12回出席いたしました。 企業経営に関わりを持った豊富な経験、知見を有しており、主に国内の情報についての発言を行っております。

⑷ 会計監査人の状況

① 名称

仰星監査法人

② 報酬等の額

	支　　払　　額
・公認会計士法第２条第１項の業務に係る報酬等の額	20,000千円
・当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	20,000千円

（注）１．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分していないため、これらの合計金額を記載しております。

２．監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積もりの算出根拠などが適切であるかどうかについて検討を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

3．業務の適正を確保するための体制の整備に関する決議の内容の概要

(1) 基本方針

当社は、「抵抗器及び電子回路の製造を通じて社会に貢献する」ことを経営の基本方針としており、「内部統制システム構築の基本方針」に沿った活動により、経営の透明性と健全性を高めていくことが重要と考えております。

(2) 業務の適正を確保するための体制

① 当社及び子会社の取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社はコンプライアンス全体を統括する組織として内部統制室をこれにあてることとしております。監査役及び内部統制室は連携して、当社及び子会社のコンプライアンス体制の調査、法令並びに定款上の問題の有無を調査し、取締役会に報告することとしております。また、内部統制室は定期的にコンプライアンス体制を見直し、問題点の把握と改善に努めることとしております。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は稟議書、取締役会議事録その他職務の執行に係る情報について、社規社則、業務基準に基づいて、適切な保存及び管理を行うこととしております。

③ 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規定その他の体制

当社及び子会社は、業務毎のリスクを管理するため、社規社則、業務基準を整備し、取締役と各部門責任者がリスクを管理する体制を確立しております。また、内部統制室は当社及び子会社の内部監査を定期的に実施することでリスクを管理しております。

④ 当社及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制並びに子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の会社への報告に関する体制

当社取締役会は原則月１回開催され、そこでは法令に定められた事項や経営に関する重要事項を審議、決定しております。また、当社及び子会社の各取締役は当社グループ全社の取締役と合同で開催される経営会議に出席し、生産、販売、研究開発における職務の執行状況を報告することにより、経営レベルの状況把握と意思決定を迅速に行っております。

⑤ 当社並びにその子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社の子会社については、子会社の内部監査を定期的に行い、経営指導を行う他、取締役及び監査役に報告し、グループ企業全体の経営効率の向上をも図ることとしております。

⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項並びに当該使用人に対する指示の実効性に関する事項

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は監査役と協議の上、社内から人選して、監査役を補助すべき使用人として指名することができるものとしております。また、監査役が指定する補助すべき期間中には、当該使用人は取締役からの指揮命令を受けないものとしており、監査役からの指揮命令にのみ従わなければならないものとしております。

⑦　取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他監査役への報告に関する体制

取締役は監査役が出席する取締役会等の重要な会議において担当する業務の執行状況を報告するものとしております。また、監査役はいつでも取締役又は使用人に対して、報告を求めることができるものとしております。

⑧　子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告をするための体制

当社及び子会社の役員及び社員は、当社監査役から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行うこととしております。また、当社及び子会社の役員及び社員は、法令等の違反行為等、当社及び子会社に重大な影響を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、直ちに当社の監査役又は監査役会に対して報告を行うこととしております。

⑨　監査役へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、当社の監査役へ報告を行った当社及び子会社の役員及び社員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社及び子会社の役員及び社員に周知徹底しております。

⑩　監査役の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役がその職務の執行について、当社に対し、会社法第388条に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、担当部署において審議の上、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理することとしております。

⑪　その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は重要な意思決定及び業務の執行状況を把握するため、取締役会及び経営会議に出席するとともに、業務執行に係る重要な文書を閲覧し、取締役及び使用人に説明を求めるものとしております。また、内部統制室が内部監査の実施状況を監査役会に報告することで監査の連携を図っております。

4．業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

①　取締役の職務執行

取締役会規則等の社規社則を制定し、取締役が法令並びに定款に則って行動するよう徹底しております。当事業年度において取締役会を15回開催しております。

②　監査役の職務執行

社外監査役を含む監査役は、監査役会において定めた監査計画に基づき監査を実施するとともに、取締役会への出席や代表取締役、会計監査人並びに内部統制室との間で定期的に情報交換等を行うことで、取締役の職務執行の監査、内部統制の整備並びに運用状況を確認しております。

③　内部監査の実施

内部監査基本計画に基づき当社及び子会社の内部監査を実施しております。

④　財務報告に係る内部統制

内部統制の評価の基本計画書に基づき内部統制評価を実施しております。

連結貸借対照表

(令和３年12月31日現在)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
	千円		千円
流動資産	**5,077,112**	**流動負債**	**3,283,612**
現金及び預金	1,415,779	支払手形及び買掛金	819,572
受取手形及び売掛金	900,576	電子記録債務	597,455
電子記録債権	834,696	短期借入金	1,489,912
商品及び製品	231,804	１年内償還予定の社債	175,000
仕掛品	78,609	リース債務	6,398
原材料及び貯蔵品	1,441,455	未払法人税等	8,545
未収入金	185,040	受注損失引当金	6,791
その他	24,245	その他	179,935
貸倒引当金	△35,097	**固定負債**	**1,684,176**
固定資産	**1,758,855**	社債	150,000
有形固定資産	**1,243,478**	長期借入金	1,132,671
建物及び構築物	1,748,242	リース債務	6,547
機械装置及び運搬具	1,308,444	退職給付に係る負債	374,225
工具、器具及び備品	851,296	その他	20,732
土地	300,006	**負債合計**	**4,967,788**
リース資産	87,273	**純資産の部**	
減価償却累計額	△3,051,785	**株主資本**	**1,371,831**
無形固定資産	**13,448**	**資本金**	**724,400**
投資その他の資産	**501,928**	**資本剰余金**	**207,448**
投資有価証券	225,949	**利益剰余金**	**443,776**
繰延税金資産	143,996	**自己株式**	**△3,793**
その他	131,982	**その他の包括利益累計額**	**145,892**
繰延資産	**2,952**	**その他有価証券評価差額金**	**5,634**
		為替換算調整勘定	**140,258**
		非支配株主持分	**353,408**
		純資産合計	**1,871,132**
資産合計	**6,838,920**	**負債純資産合計**	**6,838,920**

連結損益計算書

（令和３年１月１日から
令和３年12月31日まで）

科目	金額	
	千円	千円
売上高		**6,185,426**
売上原価		**4,787,722**
売上総利益		**1,397,703**
販売費及び一般管理費		1,286,398
営業利益		**111,305**
営業外収益		
受取利息	1,356	
受取配当金	5,684	
不動産賃貸料	37,430	
その他	14,551	59,021
営業外費用		
支払利息及び手形売却損	24,807	
売上割引	1,983	
賃貸資産減価償却費等	15,135	
為替差損	15,815	
その他	7,822	65,564
経常利益		**104,762**
特別損失		
固定資産除却損	1,167	1,167
税金等調整前当期純利益		**103,595**
法人税、住民税及び事業税	26,436	
法人税等調整額	△1,837	24,598
当期純利益		**78,996**
非支配株主に帰属する当期純利益		29,130
親会社株主に帰属する当期純利益		**49,865**

連結株主資本等変動計算書

（令和３年１月１日から
令和３年12月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本					その他の包括利益累計額			非支配株主持分	純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計		
令和３年１月１日残高	724,400	133,695	424,848	△3,710	1,279,233	22,380	64,203	86,583	372,255	1,738,071
当連結会計年度中の変動額										
剰余金の配当			△30,937		△30,937					△30,937
親会社株主に帰属する当期純利益			49,865		49,865					49,865
自己株式の取得				△83	△83					△83
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動		73,752			73,752					73,752
株主資本以外の項目の当連結会計年度中の変動額（純額）						△16,745	76,055	59,309	△18,846	40,463
当連結会計年度中の変動額合計	－	73,752	18,928	△83	92,598	△16,745	76,055	59,309	△18,846	133,061
令和３年12月31日残高	724,400	207,448	443,776	△3,793	1,371,831	5,634	140,258	145,892	353,408	1,871,132

連結注記表

（連結計算書類作成のための基本となる重要な事項）

1．連結の範囲に関する事項

連結子会社の数　10社

連結子会社は、日本抵抗器販売株式会社、株式会社日本抵抗器大分製作所、マイクロジェニックス株式会社、解亜園（上海）電子製造有限公司、ジェイ・アール・エム株式会社、ジェイアールエムグループ株式会社、上海JRM有限公司、株式会社サンジェニックス、株式会社ファイン電子及びJRM(Thailand)Co.,Ltd.であります。

2．持分法の適用に関する事項

⑴　持分法を適用した関連会社はありません。

⑵　持分法を適用していない関連会社はありません。

3．重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

その他有価証券

時価のあるもの

決算期末日現在の市場価格に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法）

時価のないもの

移動平均法による原価法

4．デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法を採用しております。

5．たな卸資産の評価基準及び評価方法

商品・製品・仕掛品・原材料

移動平均法に基づく原価法（収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法）

貯蔵品

最終仕入原価法に基づく原価法（収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法）

6．固定資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。

ただし、平成10年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。

在外連結子会社は定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物及び構築物　　６～50年

機械装置及び運搬具　２～10年

工具、器具及び備品　２～20年

無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

ただし、ソフトウエア（自社利用）については、社内における見込利用可能期間（５年）に基づく定額法によっております。

リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

在外連結子会社のリース資産については所在地の法人に適用される耐用年数を採用しております。

7．繰延資産の処理方法

社債発行費

社債の償還までの期間にわたり定額法により償却しております。

8．重要な引当金の計上方法

⑴ 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、当社及び国内連結子会社は一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。なお、在外連結子会社においては主として個別の債権についてその回収可能性を勘案した所要見積額を計上しております。

⑵ 受注損失引当金

受注契約に係る損失に備えるため、将来の損失が見込まれ、その損失金額が合理的に見積もることができるものについて、翌連結会計年度以降の損失見込額を計上しております。

9．重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外連結子会社等の資産、負債、収益及び費用は連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、為替差額は非支配株主持分及び純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しております。

10. 重要なヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。

また、為替変動リスクのヘッジについて振当処理の要件を充たしている場合には振当処理を、金利スワップについては特例処理を採用しております。

当連結会計年度にヘッジ会計を適用したヘッジ対象とヘッジ手段は以下のとおりであります。

ヘッジ手段……金利スワップ

ヘッジ対象……変動金利借入金

ヘッジ方針……金融機関からの借入金の一部について、金利変動によるリスクを回避するため、金利スワップ取引を利用しております。

ヘッジの有効性評価の方法……特例処理によっている金利スワップについては有効性の評価を省略しております。

11. 退職給付に係る会計処理の方法

当社及び連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

12. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

(表示方法の変更に関する注記)

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用に伴う変更

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号　令和２年３月31日）を当連結会計年度の年度末に係る連結計算書類から適用し、連結計算書類に会計上の見積りに関する注記を記載しております。

(会計上の見積りに関する注記)

１．固定資産の減損損失の認識の要否

(1)　当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

連結子会社である解亜園(上海)電子製造有限公司（固定資産帳簿価額合計191,983千円）に関して、賃金の上昇及び元高による収益性の低下により減損の兆候があると判断し、減損損失の認識の要否について使用価値をもって検討を行いました。その結果、事業計画に基づく割引前将来キャッシュ・フローの総額が資産グループの固定資産の帳簿価額を上回ると判断したため、減損損失は計上しておりません。

(2)　識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループは、原則として、管理会計上の区分を基準として資産のグルーピングを行っております。収益性の低下や土地・建物等の時価下落等により減損の兆候があると認められる場合には、資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較することによって、減損損失の認識の要否を判定します。判定の結果、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回り、減損損失の認識が必要とされた場合、帳簿価額を回収可能価額（正味売却価額または使用価値のいずれか高い価額）まで減額し、当該帳簿価額の減少額は減損損失として認識します。

当該資産グループから得られる将来キャッシュ・フローの見積りは、過年度の実績等を基礎としておりますが、将来の収益見積り、費用見積り、設備投資見積り等を主要な仮定としており、不確実性が否めないため、今後の経過によっては将来キャッシュ・フローの見積りに重要な影響を及ぼす可能性があります。

2．繰延税金資産の回収可能性

(1)　当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

繰延税金資産（純額）　143,996千円

(2)　識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

繰延税金資産は、将来減算一時差異を利用できる課税所得が生じる可能性が高い範囲内で認識しております。課税所得が生じる可能性の判断においては、将来獲得しうる課税所得の時期及び金額を合理的に見積り、金額を算定しております。当該見積りは、今後の経営環境等の変化などによって影響を受ける可能性があり、実際に発生した課税所得の時期及び金額が見積りと異なった場合、翌連結会計年度以降の連結計算書類において、繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

（追加情報）

（新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響に関する会計上の見積り）

新型コロナウイルス感染症による当社グループへの影響は、今後の広がり方や収束時期等の見通しが不透明な状況であるものの、現時点において会計上の見積りに重要な影響を与えるものではないと判断しております。なお、今後の新型コロナウイルス感染症の感染拡大による影響は不確定要素が多いことから、その収束状況によっては当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

（連結貸借対照表に関する注記）

1．担保に供している資産

土地	91,013千円
建物	283,137千円
投資有価証券	53,573千円
定期預金	30,207千円
上記に対する債務	
短期借入金	669,092千円
長期借入金	355,634千円
2．電子記録債権割引高	82,050千円

（連結損益計算書に関する注記）

期末たな卸高は収益性の低下に伴う簿価切り下げ後の金額であり、たな卸資産評価損が売上原価に86,853千円含まれております。

（連結株主資本等変動計算書に関する注記）

1．発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末株式数
普通株式	1,240,000株	－株	－株	1,240,000株

2．自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末株式数
普通株式	2,529株	74株	－株	2,603株

（注）自己株式数の増加74株は、単元未満株式の買取による増加74株であります。

3．剰余金の配当に関する事項

⑴ 配当金支払額

令和３年３月30日の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

①配当金の総額　30,937千円
②１株当たり配当額　25円
③基準日　令和２年12月31日
④効力発生日　令和３年３月31日

⑵ 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

令和４年３月30日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

①配当金の総額　37,121千円
②１株当たり配当額　30円
③基準日　令和３年12月31日
④効力発生日　令和４年３月31日

なお、配当の原資については、利益剰余金とすることを予定しております。

（金融商品に関する注記）

1．金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については、短期的な預金等に限定し、資金調達については主に銀行等借入によっております。

受取手形及び売掛金、電子記録債権に係る顧客の信用リスクは、与信管理規程に沿ってリスク低減を図っております。また、投資有価証券は主として株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。

支払手形及び買掛金、電子記録債務は１年以内の支払期日であります。

借入金の使途は運転資金（主として短期）及び設備投資資金であり、一部の長期借入金の金利変動リスクに対して金利スワップ取引を実施して支払利息の固定化を実施しております。なお、デリバティブは内部管理規程に従い、実需の範囲で行うこととしております。

2．金融商品の時価等に関する事項

令和３年12月31日（当連結会計年度の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：千円）

	連結貸借対照表計上額(※)	時価(※)	差額
⑴ 現金及び預金	1,415,779	1,415,779	－
⑵ 受取手形及び売掛金	900,576	900,576	－
⑶ 電子記録債権	834,696	834,696	－
⑷ 投資有価証券	197,718	197,718	－
⑸ 支払手形及び買掛金	(819,572)	(819,572)	－
⑹ 電子記録債務	(597,455)	(597,455)	－
⑺ 短期借入金	(805,290)	(805,290)	－
⑻ 社債	(325,000)	(321,069)	3,930
⑼ 長期借入金	(1,817,293)	(1,813,887)	3,405
⑽ デリバティブ取引	－	－	－

（※）負債に計上されているものについては、（　）で示しております。

（注1）金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

⑴ 現金及び預金、⑵ 受取手形及び売掛金、並びに⑶ 電子記録債権

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

⑷ 投資有価証券

時価については、株式は取引所の価格によっております。

⑸ 支払手形及び買掛金、⑹ 電子記録債務、並びに⑺ 短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

⑻ 社債

社債については、１年内償還予定の社債を含めて表示しております。時価については、元利金の合計額を当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しております。

⑼ 長期借入金

長期借入金については、１年内返済予定の長期借入金を含めて表示しております。時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

⑽ デリバティブ取引

金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

（注2）非上場株式（連結貸借対照表計上額28,231千円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「⑷ 投資有価証券」には含めておりません。

（賃貸等不動産に関する注記）

１．賃貸等不動産の状況に関する事項

当社及び一部の連結子会社では、東京都において事務所用建物（土地を含む）の一部を賃貸している他、その他の地域においても賃貸用の土地を有しております。

令和３年12月期における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は22,294千円（賃貸収益は営業外収益に、賃貸費用は営業外費用に計上）であります。

２．賃貸等不動産の時価に関する事項

連結貸借対照表計上額			当連結会計年度末の時価
当連結会計年度期首残高	当連結会計年度増減額	当連結会計年度末残高	
220,195千円	△6,972千円	213,223千円	462,900千円

（注）当連結会計年度末の時価は、固定資産税評価額を参考に時価を算定しております。

（１株当たり情報に関する注記）

１．１株当たり純資産額	1,226円55銭
１株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。	
連結貸借対照表の純資産の部の合計額	1,871,132千円
普通株式に係る純資産額	1,517,723千円

連結貸借対照表の純資産の部の合計と１株当たり純資産額の算定に用いられた普通株式に係る連結会計年度末の純資産額との差額の内訳

非支配株主持分	353,408千円
普通株式の発行済株式数	1,240,000株
普通株式の自己株式数	2,603株
１株当たり純資産額の算定に用いられた普通株式数	1,237,397株
２．１株当たり当期純利益	40円30銭
１株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。	
親会社株主に帰属する当期純利益	49,865千円
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益	49,865千円
期中平均株式数	1,237,424株

（重要な後発事象に関する注記）

該当事項はありません。

（その他の注記）

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査人監査報告

独立監査人の監査報告書

令和４年２月21日

株式会社　日本抵抗器製作所
　取　締　役　会　御中

仰星監査法人
北陸事務所

指定社員
業務執行社員　公認会計士　向　山　典　佐

指定社員
業務執行社員　公認会計士　許　　仁　九

監査意見
　当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、株式会社日本抵抗器製作所の令和３年１月１日から令和３年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。
　当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社日本抵抗器製作所及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
　連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
　監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任
　監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能

性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
・　連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

貸借対照表

（令和３年12月31日現在）

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
	千円		千円
流動資産	**2,995,138**	**流動負債**	**2,036,573**
現金及び預金	491,040	支払手形	56,733
売掛金	1,140,966	買掛金	538,442
電子記録債権	124,278	電子記録債務	613,492
商品及び製品	106,508	短期借入金	300,000
仕掛品	10,025	1年内返済予定の長期借入金	336,636
原材料及び貯蔵品	752,555	1年内償還予定の社債	130,000
未収入金	327,084	未払金	28,967
前払費用	717	未払費用	3,447
1年内回収予定の関係会社長期貸付金	41,663	リース債務	2,532
その他	297	未払法人税等	5,779
固定資産	**1,093,749**	受注損失引当金	2,587
有形固定資産	**352,009**	預り金	3,692
建物	318,638	前受収益	1,631
構築物	17,028	その他	12,630
機械及び装置	345,825	**固定負債**	**702,317**
車両運搬具	12,352	社債	150,000
工具、器具及び備品	497,387	長期借入金	467,590
土地	215,569	長期未払金	8,106
リース資産	28,517	退職給付引当金	76,620
減価償却累計額	△1,083,308	**負債合計**	**2,738,890**
無形固定資産	**6,798**	**純資産の部**	
ソフトウェア	5,501	**株主資本**	**1,353,581**
その他	1,297	**資本金**	**724,400**
投資その他の資産	**734,941**	**資本剰余金**	**131,450**
投資有価証券	79,434	資本準備金	131,450
関係会社株式	403,836	**利益剰余金**	**501,524**
関係会社長期貸付金	157,945	利益準備金	49,649
繰延税金資産	40,927	その他利益剰余金	451,874
その他	52,798	繰越利益剰余金	451,874
繰延資産	**2,102**	**自己株式**	**△3,793**
社債発行費	2,102	**評価・換算差額等**	**△1,480**
		その他有価証券評価差額金	**△1,480**
資産合計	**4,090,990**	**純資産合計**	**1,352,100**
		負債純資産合計	**4,090,990**

損 益 計 算 書

（令和３年１月１日から
令和３年12月31日まで）

科目	金額	
	千円	千円
売上高		**3,691,714**
売上原価		**3,426,993**
売上総利益		**264,721**
販売費及び一般管理費		180,357
営業利益		**84,363**
営業外収益		
受取利息及び受取配当金	4,199	
不動産賃貸料	26,985	
その他	26,927	58,112
営業外費用		
支払利息	13,045	
賃貸資産減価償却費等	2,253	
為替差損	27,724	
その他	2,571	45,594
経常利益		**96,881**
特別損失		
固定資産除却損	0	0
税引前当期純利益		**96,881**
法人税、住民税及び事業税	21,665	
法人税等調整額	10,882	32,548
当期純利益		**64,333**

株主資本等変動計算書

（令和３年１月１日から
令和３年12月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本							評価・換算差額等	純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金			自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	
		資本準備金	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計				
令和３年１月１日残高	724,400	131,450	47,080	421,048	468,128	△3,710	1,320,268	18,247	1,338,515
当事業年度中の変動額									
剰余金の配当			2,569	△33,506	△30,937		△30,937		△30,937
当期純利益				64,333	64,333		64,333		64,333
自己株式の取得						△83	△83		△83
株主資本以外の項目の当事業年度中の変動額(純額)								△19,728	△19,728
当事業年度中の変動額合計	－	－	2,569	30,826	33,396	△83	33,313	△19,728	13,585
令和３年12月31日残高	724,400	131,450	49,649	451,874	501,524	△3,793	1,353,581	△1,480	1,352,100

個別注記表

（重要な会計方針に係る事項）

1．資産の評価基準及び評価方法

⑴ 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社及び関連会社株式

移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの

決算期末日現在の市場価格に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法）

時価のないもの

移動平均法による原価法

⑵ デリバティブ等の評価基準及び評価方法

時価法を採用しております。

ヘッジ会計の要件を満たす取引については、ヘッジ会計を採用しております。

⑶ たな卸資産の評価基準及び評価方法

製品・仕掛品・原材料

移動平均法に基づく原価法（収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法）

貯蔵品

最終仕入原価法に基づく原価法（収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法）

2．固定資産の減価償却の方法

⑴ 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。

ただし、平成10年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物	6～50年
機械及び装置	2～10年
工具、器具及び備品	2～20年

⑵ 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

ただし、ソフトウエア（自社利用）については、社内における見込利用可能期間（５年）に基づく定額法によっております。

⑶ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3．繰延資産の処理方法

社債発行費

社債の償還までの期間にわたり定額法により償却しております。

4．引当金の計上方法

(1) 受注損失引当金

受注契約に係る損失に備えるため、将来の損失が見込まれ、その損失金額が合理的に見積もることができるものについて、翌事業年度以降の損失見込額を計上しております。

(2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

5．重要なヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法……繰延ヘッジ処理によっております。
なお、金利スワップについては特例処理の要件を満たしている場合は特例処理を採用しております。

ヘッジ手段……金利スワップ

ヘッジ対象……変動金利借入金

ヘッジ方針……当社は金融機関からの借入金の一部について、金利変動によるリスクを回避するため、金利スワップ取引を利用しております。

ヘッジの有効性評価の方法……特例処理によっている金利スワップについては有効性の評価を省略しております。

6．重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

7．消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

（表示方法の変更に関する注記）

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用に伴う変更

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号　令和２年３月31日）を当事業年度の年度末に係る計算書類から適用し、計算書類に会計上の見積りに関する注記を記載しております。

（会計上の見積りに関する注記）

繰延税金資産の回収可能性

(1)　当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産（純額）　40,927千円

(2)　識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結計算書類「連結注記表(会計上の見積りに関する注記)　2．繰延税金資産の回収可能性　(2)識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報)」に記載した内容と同一であります。

（追加情報）

（新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響に関する会計上の見積り）

新型コロナウイルス感染症による当社への影響は、今後の広がり方や収束時期等の見通しが不透明な状況であるものの、現時点において会計上の見積りに重要な影響を与えるものではないと判断しております。なお、今後の新型コロナウイルス感染症の感染拡大による影響は不確定要素が多いことから、その収束状況によっては当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

（貸借対照表に関する注記）

1．担保に供している資産

土地	87,120千円
建物	2,379千円
上記に対する債務	
短期借入金	100,000千円
１年内返済予定の長期借入金	155,006千円
長期借入金	244,534千円

2．電子記録債権割引高　82,050千円

3．保証債務

次の関係会社等について、金融機関からの借入に対し債務保証を行っております。

㈱日本抵抗器大分製作所	130,007千円
日本抵抗器販売㈱	25,000千円

4．関係会社に対する金銭債権又は金銭債務の金額

売掛金	1,121,258千円
電子記録債権	124,278千円
未収入金	271,725千円
買掛金	334,704千円
電子記録債務	20,823千円
未払金	11,310千円

（損益計算書に関する注記）

1．関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高	3,691,714千円
仕入高	2,873,681千円
営業取引以外の取引による取引高	53,561千円

2．売上原価に含まれるたな卸資産評価損

期末たな卸高は収益性の低下に伴う簿価切り下げ後の金額であり、たな卸資産評価損が売上原価に34,864千円含まれております。

（株主資本等変動計算書に関する注記）

自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	2,529株	74株	－株	2,603株

（注）自己株式数の増加74株は、単元未満株式の買取による増加74株であります。

(税効果会計に関する注記)

1．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳

繰延税金資産	
未払事業税否認	1,180千円
たな卸資産評価減	10,619千円
一括償却資産損金算入限度超過額	572千円
退職給付引当金損金算入限度超過額	23,338千円
受注損失引当金	788千円
減損損失	8,849千円
未払金否認	3,778千円
その他有価証券評価差額金	648千円
繰延税金資産小計	49,777千円
評価性引当額	8,849千円
繰延税金資産合計	40,927千円

2．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目の内訳

法人税実効税率	30.46%
(調整)	
住民税均等割等	0.34%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△0.16%
交際費等永久に損金に算入されない項目	4.17%
評価性引当額の増減	△1.12%
その他	△0.09%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	33.60%

(関連当事者との取引に関する注記)
関連会社等

(単位：千円)

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容	議決権の所有割合(注1)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	日本抵抗器販売㈱	東京都品川区	50,000	電子部品電子機器販売	60.0% (60.0%) ＜40.0%＞	当社製品の販売 材料の購入 債務保証 役員の兼任	製品販売(注2)	3,641,296	売掛金	1,080,268
									電子記録債権	124,278
							材料仕入(注2)	495,707	買掛金	109,546
							システム管理費他(注3)	17,714	未収入金	1,527
							賃貸収入(注4)	18,940	－	－
							債務保証(注5)	25,000	－	－
子会社	㈱日本抵抗器大分製作所	大分県宇佐市	80,000	電子機器の製造	100.0% (80.6%)	債務保証 役員の兼任 資金の援助	債務保証(注5)	130,007	－	－
							資金の貸付(注6)	50,000	1年内回収予定の関係会社長期貸付金	21,420
							資金の回収(注6)	16,065	関係会社長期貸付金	108,945
							利息の受取(注6)	925	その他流動資産	35
子会社	解亜園（上海）電子製造有限公司	Shanghai CHINA	5,400千US$	電子部品製造	100.0% (29.2%)	材料の売上 製品の購入 役員の兼任	材料支給(注2)	566,329	未収入金	139,124
							製品購入(注2)	1,170,589	買掛金	177,852
子会社	㈱サンジェニックス	富山県南砺市	27,000	電子部品電子機器製造	100.0% (100.0%)	材料の売上 製品の購入 土地・建物・設備の賃貸 役員の兼任 資金の援助	材料支給(注2)	1,536,868	未収入金	130,651
							製品購入(注2)	1,703,091	買掛金	38,329
									電子記録債務	20,823
							賃貸収入(注4)	2,640	－	－
							資金の回収(注6)	18,000	1年内回収予定の関係会社長期貸付金	18,000
									関係会社長期貸付金	49,000
							利息の受取(注6)	610	その他流動資産	13

（注）1．議決権の所有割合の（ ）は間接所有割合の内数、＜ ＞は緊密な者又は同意している者の所有割合で外数となっております。
2．製品・材料の販売、製品・材料の仕入については、一般取引先と同様当社希望価格と提示された見積価格をもとにし、交渉の上決定しております。
3．管理手数料の受入であり、必要なコストに基づき価格交渉の上決定しております。
4．賃貸収入は、近隣の取引実勢に基づいて賃貸料を決定しております。
5．銀行借入及び社債の保証を行っており、保証料は受取っておりません。
6．貸付金については市場金利を勘案して利率を決定しております。なお、担保は受け入れておりません。
7．上記の表における取引金額等の内、期末残高には消費税等を含めており、取引金額には消費税等を含めておりません。

（1株当たり情報に関する注記）

1．1株当たり純資産額　1,092円70銭

1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

貸借対照表の純資産の部の合計額	1,352,100千円
普通株式に係る純資産額	1,352,100千円
普通株式の発行済株式数	1,240,000株
普通株式の自己株式数	2,603株
1株当たり純資産額の算定に用いられた普通株式数	1,237,397株

2．1株当たり当期純利益　51円99銭

1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

当期純利益	64,333千円
普通株式に係る当期純利益	64,333千円
期中平均株式数	1,237,424株

（重要な後発事象に関する注記）

該当事項はありません。

（その他の注記）

該当事項はありません。

計算書類に係る会計監査人監査報告

独立監査人の監査報告書

令和４年２月21日

株式会社　日本抵抗器製作所
　取　締　役　会　御中

仰星監査法人
北陸事務所

指定社員
業務執行社員　公認会計士　向　山　典　佐

指定社員
業務執行社員　公認会計士　許　　仁　九

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社日本抵抗器製作所の令和３年１月１日から令和３年12月31日までの第74期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は

集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、令和３年１月１日から令和３年12月31日までの第74期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人仰星監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人仰星監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

令和４年２月24日

株式会社　日本抵抗器製作所　監査役会

常勤監査役　堀　井　　進　㊞

社外監査役　堀　越　直　子　㊞

社外監査役　白　田　幸　春　㊞

社外監査役　石　崎　　武　㊞

以　上

定時株主総会会場ご案内図

会場　**当社本店３階講堂**
富山県南砺市北野2315番地　TEL（0763）62－1180

交通　J　　R｜　城端線　　｜城端駅より徒歩約10分



UD FONT　見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。